

副本

令和4年（行ウ）第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告

被告 国（本件不発給処分に係る処分行政庁 外務大臣）

意見書

令和6年7月5日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告指定代理人

金 築 昌 子

中 野 雅 康

渡 邊 菜 千

藤 本 怜 子

金 田 充 弘

奥 原 大 夢

小 場 涼 花

笹 村 美智子

石 田 達 謙

藤 川 雅 大

加 藤 俊 輔

柴 崎 博

岡 田 篤 旺

久保田 貴 雄

安 藤 宏 弥

武 本 光 弘

赤 坂 葵美子

迎 雄 二

被告は、本意見書において、原告の2024（令和6）年6月14日付け調査嘱託の申立書による調査嘱託の申立て（以下「本件調査嘱託申立て」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語等は、本意見書で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 被告の意見

本件調査嘱託申立てについては、必要性がなく、採用されるべきではない。

第2 理由

1 本件調査嘱託申立てに係る調査事項等

- (1) 原告は、「国籍喪失届受理の要件として外国国籍を取得した年月日が記載されている書面の添付を求める運用が、国の主導または関与によって、あるいは国の示した見解の影響を受けて始まったこと」等を証明すべき事実とし、①世田谷区役所戸籍係が、原告に係る国籍喪失届に関して「市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載されていない場合には」当該取得年月日に関する申述書などが別途必要であると判断した（甲第145号証・2ページ）理由及び経緯、②同判断に当たって依拠した文献や文書の存在又は不存在、③同判断に当たって依拠した見解や文献が存在する場合は、その名称、内容及び作成者等を調査事項として、本件調査嘱託申立てを行っている。
- (2) なお、原告は、本件調査嘱託申立てに先立ち、2024年（令和6年）4月19日付け調査嘱託の申立書をもって、世田谷区に対する「世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係が、原告が平成30年11月5日及び平成30年12月14日に国籍喪失届を行おうとした際に、原告が持参し提出したカナダ市民権証ではカナダ市民権の取得を証するカナダ国官憲が発行した書面として不十分であると判断するにあたって、法務省の見解を参考にした事実及びその見解の具体的内容」等を調査事項とする調査嘱託の申立てをし（以下「前

回調査嘱託申立て」という。)、これが採用され、世田谷区長は、令和6年6月4日付けで同調査嘱託(以下「前回調査嘱託」という。)に対する回答を行っている(調査嘱託の結果、甲第145号証)。

2 本件調査嘱託申立ては、国籍喪失届に係る手続において、国籍喪失の年月日が記載された添付書面の提出が法令上要求されていないという誤った法令解釈を前提としている点において必要性を欠くこと

(1) 原告は、「法務大臣が国籍喪失届受理の要件として戸籍法が課していない要件(外国国籍を志望取得した年月日が記載されている書面の添付)を定めた」などとして、「法務大臣が原告による適法な国籍喪失届を不受理としたこと」が国賠法上違法である旨主張しているところ(原告準備書面(4)・2ページ等)、本件調査嘱託申立ては、世田谷区役所戸籍係が原告に係る国籍喪失届に関して「市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載されていない場合には」当該取得年月日に関する申述書などが別途必要であると判断した理由等を調査事項とするものであり、同判断が誤っていること、すなわち、国籍喪失届に係る手続において、国籍喪失の年月日が記載された添付書面が法令上要求されていないとの理解を前提としたものであると解される。

(2) しかしながら、国籍喪失届に係る手続において、国籍喪失の年月日が記載された添付書面の提出が法令上要求されていないという原告の理解が明らかに誤っていることは、被告第1準備書面第3の2(2)(14、15ページ)及び被告第2準備書面第3の2(8ないし10ページ)で述べたとおりである。

すなわち、戸籍の審査は、原則として形式的審査主義を採用していることから、戸籍法は、添付書面として、ある一定の事実について証する書面の提出を求めており、添付書類により、届出の正確性を担保しようとしている(乙A第13号証)。そして、戸籍法103条2項は、「届書には、次の事

項を記載し、国籍喪失を証すべき書面を添付しなければならない」と規定し、
必要的記載事項として、「国籍喪失の原因及び年月日」（同項1号）及び
「新たに外国の国籍を取得したときは、その国籍」（同項2号）を規定して
おり、届出人が、国籍喪失届の添付書面として、国籍喪失の年月日を含む事
実（本件でいえば、原告が自己の志望によりカナダ国籍を取得した年月日）
について証する「国籍喪失を証すべき書面」を提出しなければならないこと
は法令上明らかである。原告が、いかなる根拠をもってかかる書面の提出が
法令上要求されていないと主張するのか、必ずしも判然としないが、「国籍
喪失を証すべき書面」該当性については、国籍の喪失（喪失の年月日を含
む。）について確認する客観的な手段と言えるかという観点から判断される
ものであり、これを不要とすることができるものでない（乙A第15号証、
乙A第16号証）。

なお、どの時点で外国国籍を取得したか（日本国籍を喪失したのか）とい
う点は、国際私法上の観点からも重要な要素である。すなわち、身分関係等
については原則として本国法によることとされており（行為能力（法の適用
に関する通則法4条1項）、婚姻の成立及び方式（同法24条1項及び3
項）、婚姻の効力（同法25条）、親子関係の成立（同法28条及び29
条）、後見等（同法35条1項）、相続（同法36条）等）、その本国がど
こかを判断するために、関係する当事者の国籍の認定が常に問題となるところ、
日本国籍を有している者が自己の志望により外国国籍を取得して日本国
籍を喪失した場合について、どの時点で外国国籍を取得したか（日本国籍を
喪失したか）という点は、かかる身分関係等の判断において必要不可欠な要
素であって、これを「国籍喪失を証すべき書面」という客観的な手段をもっ
て確認する必要があることは当然であり、かかる観点からも、戸籍法が、国
籍喪失届に係る手続において、国籍喪失の年月日が記載された添付書面の提
出を不要とすることを許容していると解する余地はないというべきである。

(3) 以上によれば、国籍喪失届に係る手続において、国籍喪失の年月日が記載された添付書面が法令上要求されていないという誤った法令解釈を前提として、世田谷区役所戸籍係が原告に係る国籍喪失届に関して「市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載されていない場合には」当該取得年月日に関する申述書などが別途必要であると判断した理由等を調査事項とする本件調査嘱託申立ては、必要性がないことは明らかである。

3 前回調査嘱託に対する回答に加えて、さらに世田谷区に対して調査嘱託を行う必要性はないばかりか、本件調査嘱託申立ては濫用的な申立てともいえるものであって採用されるべきでないこと

(1) 前記1(2)のとおり、世田谷区長は、原告申立ての「世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係が、原告が平成30年11月5日及び平成30年12月14日に国籍喪失届を行おうとした際に、原告が持参し提出したカナダ市民権証ではカナダ市民権の取得を証するカナダ国官憲が発行した書面として不十分であると判断するにあたって、法務省の見解を参考にした事実及びその見解の具体的内容」等を調査事項とする前回調査嘱託に対し、原告の国籍喪失届に係る経過について詳細に説明した上で（調査嘱託の結果、甲第145号証・1ないし3ページ）、平成30年12月14日に世田谷区役所で行われた国籍喪失の届出については、世田谷区役所戸籍係の職員が、原告に対し、東京法務局長に受理照会をすることになる旨を伝えたところ、原告が、同年12月17日に「受理照会は待てない。」、「京都で法務省宛てに国籍離脱の届出をするので取り下げたい。」などと述べて、同日取り下げたことから、結果として、これに対応する受理照会が行われておらず（なお、同年11月5日には国籍喪失の届出すら行われていない。同2ページ）、原告の国籍喪失届に関し、東京法務局及び法務省の見解を参考にした事実はないと（同3、4ページ）、明確に回答している。

これに対して、原告は、同回答は「世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係

が」、原告に係る国籍喪失届に関して「市民権カードにカナダ市民権の取得年月日が記載されていない場合にはただちに国籍喪失届を受理できないと判断した根拠について、何ら述べていない。」（令和6年6月14日付け原告証拠説明書（6）・2ページ「立証趣旨」）などとして、本件調査嘱託申立てにおいて、さらに、同係が「市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載されていない場合には」当該取得年月日に関する申述書などが別途必要であると判断した理由及び経緯や同判断に当たって依拠した文献や文書に係る事項等についての調査嘱託を求めている。

- (2) この点、前記(1)のとおり、世田谷区長は、前回調査嘱託に対して、原告の国籍喪失届に係る経過について既に詳細に回答しており、これに加えて原告の国籍喪失届に対する同区役所戸籍係の対応に関する事項について調査する必要性はないというべきである。

また、前回調査嘱託に係る調査事項から、世田谷区において、原告に係る国籍喪失届の処理に際して「法務省の見解を参考にした事実及びその見解の具体的内容」のみならず、「市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載されていない場合には」当該取得年月日に関する申述書などが別途必要であると判断した理由及び経緯や同判断に当たって依拠した文献や文書に係る事項等についてまで回答を求められていると判断することは困難であり、世田谷区長による前回調査嘱託に対する回答（調査嘱託の結果、甲第145号証）をもって、同区は、前回調査嘱託に係る調査事項に不足する点なく回答済みであるというべきである。

そして、世田谷区役所戸籍係が原告に対し、「市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載されていれば国籍喪失届を受理できるが」「記載されていない場合には、カナダの市民権の取得年月日がカナダ国外務大臣ダイアン、フィンリーの手紙に記載されている年月日である旨の申述書」等を添付し東京法務局長へ受理照会する旨の説明をしたことについては、令和5年

1月19日付け世田谷区長作成の「戸籍届出に係る経過について（回答）」

（乙A第2号証・2ページ）において前回調査嘱託申立て以前から明らかにされていたのであるから、本件調査嘱託申立てにおける調査事項についての回答を必要とするならば、原告において、前回調査嘱託申立ての段階でこれを調査事項に盛り込むことは十分可能であったというほかない。にもかかわらず、本件調査嘱託申立てをもって、さらに世田谷区に回答の負担を求めることは、濫用的な申立てともいうべきものである。

4 まとめ

以上のとおり、本件調査嘱託の申立ては必要性を欠くものであることなどから、採用されるべきではない。

以 上